

【融資の手順】

- 融資あっせん制度のご相談は ……福山市下水道排水設備指定工事店へ依頼してください。
(工事着工後に融資あっせん申請はできません。)
- 融資の申込みは ……水洗便所改造資金融資あっせん申請書に必要事項を記入・押印して、指定工事店に渡してください。
指定工事店が、排水設備等確認申請書とともに、上下水道局へ提出します。
- 融資の決定は ……上下水道局及び取扱金融機関の調査の後、**水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書**により通知します。
- 工事の承認と着工は ……融資あっせんの決定と同時に工事の確認をしますので、承認後に着工してください。
- 工事が終わると ……指定工事店から上下水道局へ排水設備工事完了届が提出され、上下水道局の職員が工事完了検査に伺います。
- 融資の手続きは ……上下水道局の工事完了検査に合格すると、**水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書**をお送りします。
◎必要書類〈裏面参照〉を用意して、一か月以内に申請者と連帯保証人がそろって指定された金融機関の窓口で融資の手続きをしてください。(連帯保証人が窓口に行かれない場合は事前に金融機関に相談してください。)
- 振り込みは ……金融機関の指定する日に申請者の指定口座へ振り込まれます。
委任状がある場合は指定工事店の口座へ振り込むこともできます。
- 償還は ……融資を受けた月の翌月〈毎月27日〉から、口座振替で償還がはじまります。

※ 申請者が融資を受けた水洗便所改造資金の金融機関への償還が遅延した場合は、当該金融機関の残債権が上下水道局へ譲渡されることがあります。

【福山市融資あっせん申込みあんない】

～水洗便所改造資金融資あっせん制度～

融資あっせん制度について 地球環境保護が叫ばれている今日、私たちの生活環境の改善と河川や海などの公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道が整備された区域の皆さまには、一日も早く家庭から排水される汚水を公共下水道へ接続していただくようお願いしています。このため、上下水道局では既設の便所を水洗便所に改造するために必要な資金の融資あっせん制度を設けています。
この制度は、上下水道局が取扱金融機関に融資のあっせんをし、利子を全額負担する制度です。

【融資条件】 融資を受けられる方は次の各号のすべてに該当する方です。
1. 下水道の処理区域内及び下水道へ接続することができる区域（市街化区域に限る。）内に建築物を有する人。（法人は除く。）
2. 確実な連帯保証人（県内に居住し、独立の生計を営んでいる人）が1人あること。
※なお、融資対象者及び連帯保証人が市外に居住している場合は、取扱金融機関の審査により、融資が受けられない場合があります。
3. 市税（国民健康保険税を含む）、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び公共下水道事業分担金に滞納がないこと。（連帯保証人も同じ。）
4. 取扱金融機関の融資条件に該当する人。（連帯保証人も同じ。）

【融資限度額】 1件につき10万円以上80万円以下。
貸家、アパートについては、単年度に10件まで利用できます。

【償還について】 1件につき、月々1万円以上で、60回以内の元金均等月賦償還です。
端数金額は最終回において調整します。
償還日を過ぎると延滞利息がかかります。

【取扱金融機関】 (株)広島銀行、しまなみ信用金庫（福山市内と近隣の各支店）、
(株)中国銀行（広島県内の各支店）、福山市農協（福山市内の各支店）

（詳しくは福山市上下水道局経営管理部お客さまサービス課までお問い合わせください。）

福山市上下水道局経営管理部お客さまサービス課

TEL (084) 928-1532

